



非常持ち出し品を家族で点検しておきましょう

地震への備え万全ですか

万一のとき慌てず行動できるように

日本には地震のない地域はありません。大地震は、家の倒壊や地割れ、地滑り、陥没などのほか、火災による2次災害も引き起こします。揺れを感じたら自分や家族の安全を考えた行動を。1月17日は防災とボランティアの日。この機会に、家族で地震対策を講じましょう。

夫で動きやすい服、下着、靴下、タオル、軍手、雨具、ヘルメット、ライター、洗面具、生理用品など。

●非常備蓄品
簡単な調理で食べられる食品、飲料水（1人1日3リットルが目安）、卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料、鍋、やかん、毛布、使い捨てカイロなど。

●災害で役に立つ物
トイレトペーパー、大型のビニール、ラップ、ウェットティッシュ、ボール・ジャッキ、バイク・自転車。

□安心のための5つのポイント

- 建物の安全性を過信しない
阪神・淡路大震災では築30年を超す家屋の被害が目立ちました。日ごろから家の内外をチェックし、危険個所の修理・補強をしましょう。
- 家の中を総点検
災害時には家の中も危険。背の高い家具、つり式の照明器具などは、転倒や落下防止の措置を。
- 家族で防災会議
災害時にどう行動するか、家族の役割分担を決めておきましょう。非常持ち出し品の備えも万全に。
- 地域の人々との交流を大切に
過去の地震では、地域の防災活動が被害の拡大を防ぎました。近所との交流を大切に、自主防災会活動に協力しましょう。この活動については自治会長へ問い合わせを。
- わが町をよく知っておく
避難場所を確かめ、家族との集合場所を決めておくことが必要です。また、避難訓練にも参加しましょう。
- 非常用持ち出し袋を用意
被災地に救援物資が届くまで3日かかるといわれています。この間に必要な物を、家族構成などに応じて準備しておきましょう。
- 非常持ち出し品
貴重品（預貯金通帳、印鑑、保険証、免許証、現金）、携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、ろうそく、非常食、飲料水、救急用品、常備薬、杖

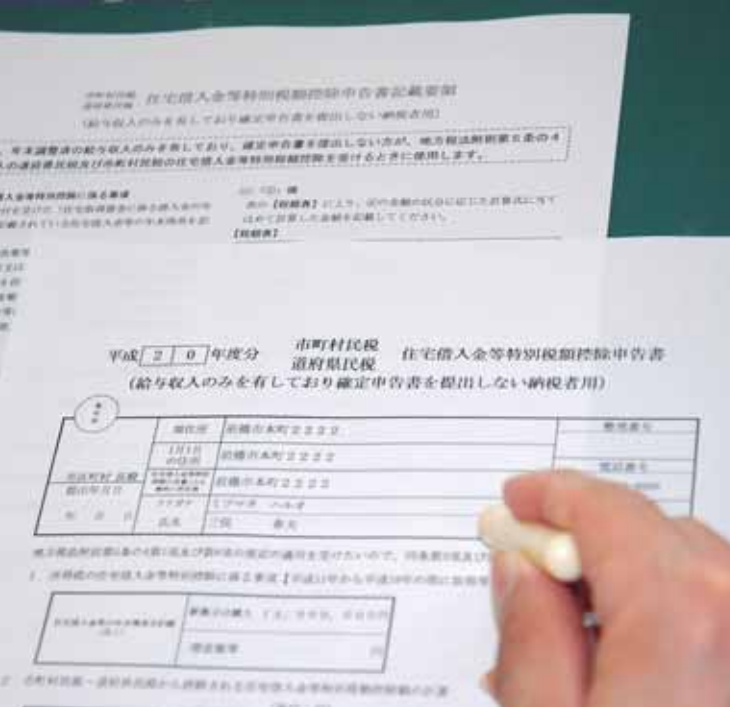
□緊急地震速報

地震の初期微動を感知すると、強い揺れが到達する前に地震情報を配信するもの。震度5弱以上が推定される場合、震度4以上の地域名をテレビ・ラジオでお知らせします。ただし、震源に近い地域では、速報が強い揺れに間に合わない場合もあります。

緊急地震速報については気象庁 ☎03-3212-8341へ問い合わせるか、同庁ホームページ <http://www.jma.go.jp> をご覧ください。

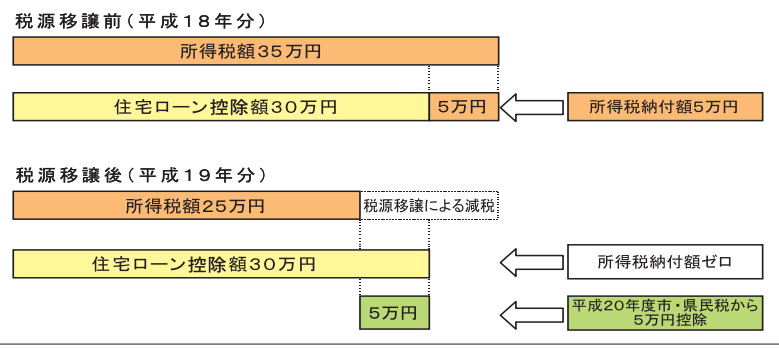
市・県民税に控除や還付など

対象者は申告してください



申告書は本市ホームページからダウンロードできます

住宅ローン控除のモデルケース



昨年、国から地方へ税源移譲が行われ、所得税課税額が少なくなり、市・県民税課税額が多くなりました。そこで、これまでと税負担が変わらないように、新たに控除制度などが設けられました。平成20年度市・県民税の4つの改正点についてお知らせします。問い合わせは市民税課 ☎890-6203へ。

□市・県民税の住宅ローン控除の創設

所得税額から住宅ローン控除額を引ききれない場合には、市・県民税からも控除する制度が設けられました。対象者は、毎年住宅ローン控除の申告書を出してください。対象は平成11年～18年に自宅に入居して所得税の住宅ローン控除を受けた平成19年度の住宅ローン控除額が所得税額よりも多くなる人。または、税源移譲前の税制でも住宅ローン控除額が引ききれなかったが、税源移譲によって引ききれない額が多くなる人。

□地震保険料控除の創設

地震保険料支払い額の2分の1（限度額2万5,000円）に相当する金額を市・県民税から控除する制度が創設されました。

□高齢者の市・県民税の軽減措置終了

昭和15年1月2日以前に生まれ、前年の合計所得が125万円以下の人に適用されていた非課税措置廃止の経過措置は、平成19年度で終了します。

申告方法 ①年末調整済みの人は3月17日(月)までに、控除申告書に年末残高額など必要事項を記入し、源泉徴収票を添えて市役所市民税課へ②確定申告をする人は2月18日(月)～3月17日(月)に確定申告書と控除申告書を税務署へ

●控除申告書の作成会
日時 2月24日(日)午前9時30分～午後4時